

平成 27 年度山形県環境審議会第 4 回自然環境部会 議事録

1 日 時 平成 28 年 2 月 5 日（金）午前 10 時～午後 0 時

2 場 所 山形県自治会館 401 会議室

3 出席者等（敬称略）

（1）出席委員及び特別委員

（委 員）幸丸政明（部会長）、江成はるか、加藤丈晴、佐藤景一郎、野堀嘉裕、林田光祐、三浦秀一、皆川 治、山崎多代里、横山 潤、渡辺理絵
（阿部武志、早野由美恵）

（特別委員）東北農政局農村振興部長 米田博次（代理：農村環境課長 山田 昇）
東北森林管理局長 瀬戸宣久（代理：山形森林管理署長 高野憲一）
（東北経済産業局長 守本憲弘、東北地方整備局長 川瀧弘之、
東北地方環境事務所長 坂川 勉）

※（ ）委員は欠席

（2）事務局	環境エネルギー部みどり自然課長	高橋 正美
	課長補佐（自然環境担当）	齋藤 真朗
	課長補佐（自然公園担当）	加藤 雄祐
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主 査	佐藤 慎二
	主 事	櫻井 誠司
	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	
	環境企画主査	安食 哲郎

4 議 事

（1）開 会

（2）挨 拶

高橋みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（3）部会の成立

委員総数 18 名のうち 13 名が出席

（4）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に三浦委員と皆川委員が指名された。

（5）審議事項 1 庄内海浜県立自然公園の公園区域の変更及び公園計画（原案）について

事 務 局： 事前配布資料及び当日配布資料により説明。

幸丸部会長： 御質問、御意見をお願いします。

渡 辺 委 員： 金峰山の民有林の林班図の見方について確認したいが、緑色で塗られているところが金峯神社の所有地で、その外側に水色のラインがあるが、水色の範囲が良く分からない。

事 務 局： 緑色の第 3 種特別地域の外側の部分は現在でも公園区域の中に入っており、現在のままの普通地域になるという表記にしている。全体の区域が書いていないので分かりにくかったかもしれないが、例えば、東側の 138 林班、139 林班の外側全てが公園区域に入っている状況である。

渡辺委員： 図では水色の部分は民有林になっているが、そういう理解でいいか。

事務局： そのとおり。この地域は、全域が民有林であり、共有地や個人所有地が入り組んでおり、調整することが至難であり、2つの神社の所有区分に限って特別地域にするものである。

林田委員： 前回の部会の意見を踏まえて計画書部分に留意事項を付け加えたことについては、このような形とすることに賛成する。また、45ページと49ページで「上記動植物の生息地・生育地の保全を図ることにより」の文言を付け加えることには賛成だが、この表では第2種特別地域と第3種特別地域が全く同じ表現であり、第2種特別地域と第3種特別地域に分けた理由が明確ではないと思う。せっかくこの表現を入れるのであれば、第3種特別地域より第2種特別地域の方を特別地域として重要視しているわけなので、そのような表現をした方がいいと思う。なぜこちらが第2種特別地域で、こちらが第3種特別地域なのだろうと疑問に思う人もいるかと思うので、検討いただきたい。

事務局： 分かりやすく表記できるものがあれば、部会長と調整させていただいたうえで、検討したいと思う。

幸丸部会長： 第3種特別地域は、農林漁業を行っても本質的な価値に変わりはないとされている。第2種特別地域と第3種特別地域の区別は余りはっきりとしておらず、どちらかという、第2種特別地域は自然探勝など公園の利用に供していくというような地域になっている。御指摘のとおり、第2種特別地域と第3種特別地域にはグレードの違いはあるので、表現は事務局と検討したいと思う。

三浦委員： 金峰山区域の区域設定について、神社所有地のところを第3種特別地域にし、その他の地域は土地の所有が入り組んでいて区域設定が困難だという説明だったが、本来的には、第3種特別地域をもう少し広げたいというニュアンスと受け止めてよろしいか。

事務局： 神社側と折衝する中で、地域の状況を詳しくお聞きしたが、神社の所有地以外の土地は所有者が入り組んでいるため、特別地域に指定することは難しいと判断し、神社の所有区域に絞ることとした。当初は、調査などから、もう少し特別地域の範囲を広くして検討していたが、土地の所有状況等を細かく調べた結果そこまでには至らなかったということで御理解いただきたいと思う。

三浦委員： わかりました。

幸丸部会長： 一人一人の所有者から同意をとるのは大変難しい。この地域の自然の価値を守っていかなければならないという地域の合意が徐々に形成されていけば、地元の合意を踏まえて、より良い方法をとることができるのではないかと期待しているので、その辺は御理解いただきたいと思う。

ほかに御質問等はないか。

それでは、ただ今の林田委員の御指摘の点については、後ほど私と事務局で修正を検討することとし、この案件についての答申については、変更案を含めて原案どおり答申したいと思うがよろしいか。

(異議なし)

(6) 審議事項2 山形県イノシシ管理計画(案)について

幸丸部会長： 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： 事前配布資料により説明。

幸丸部会長： 御質問、御意見ををお願いします。

横山委員： 山形県イノシシ管理計画(案)10ページ「被害等の発現段階に応じた管理の取組みの推進」の表のうち、1から5の段階は当該集落での被害等の発現度に応じて区分したものであるが、6の段階だけは、近隣集落での被害発生によって区分されたものになっている。6の段階の場合、当該集落から出て行ったイノシシに対して当該集落の人が対応するのか、それともイノシシが行った先の集落の人が対応するのか分かりにくい。別の対応が必要かもしれないし、あるいは当該集落がある市町村が別の市町村へイノシシの生息拡大を通知して、1ないし2の段階により対応してもらおうというような流れのほうが分かりやすいのではないかと。

事務局： 6の段階は確かに1から5までの段階とは異なり当該集落の対応ではない。これを記載したねらいは、広域的な個体数調整に入る段階を設けることであり、6の段階での対策は、山林等での銃捕獲ということで、被害地域でないところも含めた対応になる。しかしながら、対象となる集落や対策の主体者が変わるので、わかりやすくなるような記述を検討したい。

幸丸部会長： 記述の仕方についてアドバイスはあるか

横山委員： おそらく全てを1列に記載しているので分かりにくくなっていると思う。事務局が言われたように、主体者が誰なのかということは別に明記する必要があると思うが、それを一つの表にまとめるのは難しい。例えばいくつかに取り分けて、その域内の人やどう対応するのか。域外の人やどう対応するのかを別表で分けて、それぞれどう行動するのかイメージしたほうが分かりやすいと思う。

幸丸部会長： 他にはどうか。

江成委員： 8ページの「狩猟による捕獲圧の確保」については、一般の狩猟免許を持っている方が獲り、自宅で消費することになると思うが、山形県内のイノシシはおそらく放射能が出てくると思う。その場合のモニタリング体制はどのようになっているのか。また、放射能が出た場合の対応を13ページの「捕獲個体の処分等」に明記しないのか。

事務局： この管理計画において、消費については、流通、出荷は食品衛生法に従った処理をする必要があるということで定めている。なお、現在、放射能のモニタリングについては、政府が示している検査計画「出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」に基づく検査計画において実施するという事になっている。山形県では、出荷制限の対象となっているツキノワグマとカルガモ等について検査対象とされているが、これまでの経過からイノシシについては検査対象とされていない。このため、来年度もイノシシは対象に含まれないので検査は行わないということになる。

江成委員： 狩猟者の楽しみは、食べることにあると思うが、そのことに関して県としては放射能の責任を負わなくていいという形になるのか。

事務局： モニタリングについては基本的に出荷・流通するものに対して行うということ

であり、それにより現在の体制になっている。事故発生後にも通知をしているが、自家消費については自主的な検査を行うように別途通知をしているところである。特に県境の部分等地域的な差はあると思うが、自主的な検査をしたうえで消費については慎重に考えていただきたいと考えている。

江 成 委 員： それによって捕獲圧をあげることができるのかということが若干疑問である。

幸丸部会長： 狩猟者の意欲を掻き立てるということは、商用的な取扱いも必要かもしれないが、一般的には獲物を獲って自家消費で楽しむことについて、不安があれば狩りをするということにはいかないのではないか。このままで狩猟の意欲が高まるのか。ほかの委員からも意見がないか。

三 浦 委 員： 「具体的な目標設定」の狩猟免許取得数に目標の数を挙げているが、そこをどうやって上げていくのかというところをもう少し具体的に書いた方が良いのではないか。また、その数を上げていくときに放射能問題に関して併せて研修を行っていく、知識の習得を行っていくということが必要ではないか。

また、目標設定のアの「農作物被害の抑制」のところで、すべて現状において、①農作物被害が未発生の市町村、②農作物被害が散発している市町村、③被害が継続している市町村、と市町村単位での目標設定となっているが、市町村の実施計画が作成されて機能していくのではないと思われる。この市町村実施計画は、これから作るもので、まだどこも作っていないという理解でよろしいか。21 市町村が未発生ということであるが、残りの 14 市町村では計画の作成が滞りなく進むと見ていいのか。

事 務 局： 一つ目の狩猟者の確保・育成については、この計画に定めているところではないが、別途県の施策として力を入れている。

狩猟の普及セミナーの開催、狩猟免許を受ける方への講習会、その後、免許を取得した方への技術講習会、新たな銃猟免許取得者へ補助金を出して銃の購入を促進するといった全般的な対策により狩猟者の確保・育成を進めている。

二つ目の市町村の実施計画については、この県管理計画が策定された後に、市町村に作成を求めていくことになる。ただし、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」による被害防止計画を定めている市町村においては、ここにイノシシを対象に定めていることが必要であるが、その計画の内容を引用して、この計画を作成できるような項目立てをしているので、あまり準備に時間をかけないで作成できるのではないかと考えている。来年度は 4 月 1 日からとはならないが、途中からでも速やかに取りかかっていたくように進めていきたい。

三 浦 委 員： わかった。それでは、そのセミナーの中などで、放射能の問題を取り上げていただくことが大事なのかと思う。

事 務 局： 放射能に関しての御意見を色々いただいたところだが、先日県議会においてもイノシシ管理計画案を説明した際に、やはり放射能の問題が取り上げられた。モニタリングについては先ほど説明したとおりで、国の方針に従い、ツキノワグマについては、県猟友会の全面的な協力によりモニタリングを実施し、検体の提供・運搬を行っていただいている。イノシシに関し、何ができるかは、県猟友

会の意見を聞く必要がある。調査体制や費用負担の問題も解決しなければならない。移動性の高い野生鳥獣の放射能モニタリングがどこまで安全を保障するのかという問題もある。クマに関しては全県で出荷制限がなされており、計画的に行っているが、イノシシについては政府の方針による検査対象に該当しない中で、県独自にどこまで行っていくのかという問題もある。猟友会の方とも意見交換をしているが、様々な御意見があり、まとめるのは難しいと感じている。全県的にサンプルを捕獲した人が、どのように検査機関に届けるかという負担を伴う部分もあり、実施した方がいいのか、これまで通りでよいのかなど、様々な意見があるようである。このため、少し時間をかけて整理していく必要がある。実際に行うとなっても協力いただけないと検体は集まらないので、実施できるかできないかを含めて調整をしていきたいと考えている。

山田委員代理： 捕獲個体の処分の話があったが、捕獲数が増えてくると焼却処分も出てくる。そうした場合に放射能の問題が出てくる。モニタリング調査の結果次第であるが、燃やせるのか燃やせないのか、県として責任もって対応していかないと後で大変なことになる可能性がある。

幸丸部会長： 野生鳥獣の中でもイノシシは放射能が蓄積されやすいものになると思うので、ある程度科学的に行うことは必要である。

それから、狩猟免許についてであるが、これは環境省も農林水産省も似たようなことを行っているが、狩猟の担い手の育成が一番の課題で、国の制度の変更を受けてわな免許の年齢が20歳から18歳に引き下げられたことなどを踏まえて、県も狩猟者の育成に力を入れていただきたい。

皆川委員： 年末に島根県浜田市に行ったところ、うどんのレストランがあつて、そのオーナーが狩猟で獲った肉を使っていた。先ほど江成委員から放射能の話があつたが、食べるということやレストランで出すことも簡単にできる。そもそも特定鳥獣保護管理検討委員会と環境審議会自然環境部会で検討する場があつて、放射能や肉の流通の問題はどちらかというところの自然環境部会の審議の範疇なのかや疑問であり、この両会の役割分担はどのようになっているか。また、この自然環境部会にはイノシシ管理計画のどの辺を議論することを期待されているのか。

事務局： 特定鳥獣保護管理検討委員会では、委員の中に鳥獣の専門家が何人かいるので、鳥獣の管理に関する専門的な点から御意見をいただくことを考えている。この自然環境部会については、鳥獣だけを対象とした部会ではないので、環境政策全般的な観点から御意見をいただき、検討いただきたいと考えている。

幸丸部会長： 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」という名称になり、保護管理から保護と管理に分かれて制度が大きく変わり、鳥獣保護事業計画なども変わってきた。その中で鳥獣の管理の対象は第二種特定鳥獣であり、県が決めることになっている。山形県では、イノシシは第二種特定鳥獣に指定しているのかどうか、あるいはその他にも第二種特定鳥獣に指定しているものがあるのかどうか。計画の表題としてこれでよいのか。

事務局： 第二種特定鳥獣というのは、法律によって各県でそれぞれ定めることになっており、山形県では平成27年5月にそれまで保護管理としていたツキノワグマと

ニホンザルを、第二種特定鳥獣ということで管理の対象として定めている。このため、山形県ではツキノワグマ、ニホンザルに今回イノシシを加えて第二種特定鳥獣に定めることにしている。

幸丸部会長： それであれば、表題は、第二種特定鳥獣（イノシシ）とするのが、素直な表現の仕方ではないかと思う。1ページにも「この計画～」とあり、特定しない表現をしているが、訂正すべきと思う。

佐藤委員： 表現であるが、7ページのウに「周辺農地の管理や樹木の伐採」とあるが、私の立場（県森林組合連合会）としては、樹木の伐採というよりは、「周辺農地や里山の管理」という表現にしていただければありがたい。

また、8ページの（2）のウで「民有林の地権者等、地元で管理を担う者」とあるが、よく表現の意味がわからない。

また、4ページに広葉樹が増えることで被害が拡大するというニュアンスのことが書いてあるが、実は山形県では今、バイオマスや集成材によって山から木が大量に出てきている。県では、平成30年以降は年間60万m³を出すという目標を出している。再造林が平成25年ベースで15%しか行われていないので、天然更新で広葉樹がこれからどんどん広がっていくとイノシシの被害が拡大することが考えられる。このため、県林業振興課とも協力して緑環境税を活用しながら、再造林に力を入れていただきたいと思う。

幸丸部会長： 広葉樹の拡大はイノシシの生息地の拡大につながるということで、再造林がそれに関わるという意見があった。その他に意見があるか。

山崎委員： 10ページの免許の所持に関わることであるが、私の周りに5名免許を所持していた方がいたが、今は2名の方しか更新をしていない。その原因は、ここにも書いてあるように高齢ということもあるが、経費がかかりすぎるため、とても続けていけないという理由であった。

また、昔は夜行性のものは夜に捕獲したと聞いた。今は夜に捕獲してはいけないが、夜行性のものは夜に猟をした方が確実に獲れたと聞いた。

また、6ページのエで「個体数調整の実施にあたっては～農作物被害対策に徹底して取り組む地域で行う」とあるが、場所を指定して個体数調整を行うのか、指定しないのであれば抽象的であるので理解しにくいと思う。

幸丸部会長： 御意見の最後のところは事務局と調整したいと思うが、その前の質問について事務局から説明いただきたい。

事務局： 銃の所持許可については、警察所管の銃刀法によるものであるが、更新する際に、射撃の講習を受ける負担や経費の負担もあると聞いている。

このことについて私どもの方で軽減措置をすることは難しいが、鳥獣被害防止特別措置法による鳥獣被害対策実施隊ということで被害対策に参加された方については、特例として猟銃所持許可更新の際の講習の免除という措置が行われている。

また、狩猟税の減免が平成27年度から実施されており、有害鳥獣捕獲に参加された方は二分の一の減免、実施隊に加わった方や認定鳥獣捕獲等事業者として捕獲に従事した方については全額免除になるような制度が導入されてきており、

徐々に負担は軽減されてきている。

夜間の捕獲については、鳥獣保護管理法で日没から日の出まで狩猟が禁止されている。今回の法改正で認定鳥獣捕獲等事業者に県が委託する事業については、ニホンジカについて夜間の捕獲もできるという制度が導入されているところである。ただし、イノシシについては、夜間の捕獲は難しいが、そういった状況になっている。

幸丸部会長： 安全の面から夜間の銃猟というのはできなかったが、ニホンジカについては、増えすぎてきたため、夜間にスポットを当てると目が光ることを利用して捕獲する方法が認められるなど、これまでがんじがらめになっていたのを緩和してなんとか増え続ける鳥獣に対処すべく考えているので、御理解いただきたい。

林田委員： 前回の意見を踏まえて、具体的な目標が加わりかなりよくなったと思う。これだけの計画を実施する体制が整っているのかということになるが、先ほど三浦委員からも市町村のことにについて意見があった。計画や報告だけではなく、例えば7ページのイに追加された「こうしたことから～」というところはかなり重要で、それぞれの対策を実施するにあたり、誰かきちんとした知識を持つ人が、農業者、地域を見回って助言するということが計画で一番重要ではないかと思っている。（被害を出さないといううえで）そういった体制が市町村にあるのか、また、県がそのためにどのようにしていくかということがこの計画からはあまり見えてこない。市町村任せとなっている。15ページの体制図においても同様。また、13ページの（2）ア「指導者等の研修」とあるが、これが誰に当たるのか。市町村だけではなく、様々な人を想定していると思われるが、絶対に入れるべき人材を具体的に記載した方がよいと感じている。人材の育成の面は重要であり、同じ13ページの（4）「各主体が果たす役割」の表現は、ただ列記されているだけでメリハリがない。もちろん連携は重要だが、今回市町村の役割が重要で、それに対する県の果たす役割を加えていただきたいということが一点目である。

もう一つは総合支庁の果たす役割で、ツキノワグマ、ニホンザルに今からイノシシが加わり、さらにニホンジカも出てくると、総合支庁に専門家を一人置いて市町村を指導できる体制がないとこの計画は上手く回っていかないのではないかという危惧を持っている。県では是非そういったポストを作って採用してほしいと思う。環境科学研究センターなど県の研究機関がモニタリング等に関わっていくことが重要であり、そこが山形県の弱い部分だと思うので是非検討してほしい。

事務局： 専門的な人材が必要で、中でも県の人材が重要であるという問題は認識をしているところである。7ページのイの「こうしたことから～」以降の記述にある総合支庁については、具体的に見えにくくなっているが環境部局と農林部局が含まれ、農林部局の中には地域で指導を行う普及指導員がいる。この普及指導員が指導にも関わるることについて関係部局と調整をしている。また、先ほどの13ページ（2）ア「研修等」にそういった人材からも参加してもらいたいと考えている。

また、モニタリング体制が十分でないという課題があるということであるが、ニホンジカについては森林研究研修センターが担っている。その他の鳥獣については県猟友会にお願いしている部分があるが、こういったところで県の機関が関

与していくことについて検討していきたい。

幸丸部会長： 行政の中でポストをつくるということは非常に大変なことであるが、全体で専門的な人を配置して、権限をもって企画立案できるということがないと、市町村レベルでも難しいと思う。鳥獣被害防止特別措置法では、市町村単位で実施隊をつくるという、いわばボトムアップの方式であるが、鳥獣保護管理法の方はトップダウンであり、その辺を上手くやってほしい。

皆川委員： 林田委員、部会長の御意見はもっともであると思う。15ページの図を見てどこがヘッドクォーター（司令部）なのかと思う。森林行政の場合、市町村の森林行政担当はとても細くて、フォレスターとか森林施業プランナーとかいろいろ県内市町村に配置しようとしているが、なかなかその専門家を置けなくなっている。このイノシシの計画は新しい課題であり、「イノシシ管理対策官」などを総合支庁等に配置するなどしないと、森林行政でさえ大変なのに、こういうことに人を割くことは難しいと思う。

山田委員代理： 9ページの（4）イの「県による個体数調整」で指定管理鳥獣捕獲等事業を行う条件として、もう少し具体的にどういった手続きをして行うのかというところを教えてほしい。

事務局： 指定管理鳥獣捕獲等事業は鳥獣保護管理法に定められた実施計画というものを定め、それに従って県が認定鳥獣捕獲等事業者又はそれと同等以上の者に委託して捕獲を行うという事業になっている。その実施計画を定めるにあたって、どういった場所で捕獲を実施するのかについて調査を行うことになる。具体的には生息数の急激な増加が他の地域へ波及してしまうという状況や貴重な生態系を脅かす状況があるのかということ、特に生息数の増加が著しいことについてはモニタリング調査を実施し、それに基づき実施計画を作成し事業を実施していくものと考えている。

横山委員： 私は、県の自然環境モニタリング総合検討委員会の委員をやっているが、県は、長期に亘ってかなり貴重なデータを集めているはずである。確かにそこではイノシシそのもののモニタリングはしていないが、イノシシが生息する環境についての有意義な情報はあると思う。緑環境税を活用して何か行う必要があるからとデータを集めておくだけで、それが活用されていないような印象を受ける。また、環境科学研究センターについても専門的な仕事をすべき立場なので、もう少しきちんと事業を行えるような人を配置していただきたい。ポストの新設は難しいかもしれないが、今あるポストを有意義に使ってもらいたいため、積極的に検討してほしい。

幸丸部会長： 行政は研究機関がやるよりも簡単に情報を集められる。それを活用せずに眠らせているならば、山形県でもそういったものを活用していただきたい。

江成委員： モニタリングに関してであるが、昨年度までのイノシシやシカに関するデータをGIS化してまとめ、県に提出しているが、これはいつ公開されるのか。今年度もそれに追加する形でGIS化が終わっているが、このまま公表しないのであればやっても意味がない。いつ公表されるのか。

野堀委員： 前回の審議会でも言ったが、資料があるのであれば出していただいて、資料は

回収しても構わない。

事務局：公表の方法を探っていて、処理を進めてきたところであるが、出来る限り今年度公表したいと考えている。

江成委員：グーグルアースとシェープファイルから構成されていて、市町村の人が見やすい形で作っているの、なるべく早く公表をお願いしたい。

野堀委員：イノシシの場合、生息地が山林で被害が出るのが農地であることから、森林関係者の意見を聞いておく必要があると思うので、そういった組織を作っておくべきである。15ページの図や7ページの記述にも森林組合が入っていないのはどうかと思う。

以前、ハンターは、山林の仕事をしている人がほとんどであった。ハンターがどこに住んでいるのかといったセンサスも行ったほうがいいのではないか。今のハンターはサラリーマンや農家の方が多いかもしれない。おそらくこの人たちは山林には興味が無い。そこを一致させて山林でハンティングができるような仕掛けを管理計画に盛り込めれば少し違うのかと思う。これは意見だが、検討は出来ると思う。

加藤委員：10ページの7のイの「目標の設定」のところで、4ページの被害発生市町村と照らし合わせてみると、庄内地域で狩猟者が増えてもあまりイノシシには意味がないのかと思った。

野堀委員の言う先ほどのセンサスがあったうえで、水際対策が必要なのだらうと思う。イノシシがいる地域に狩猟者が行って対策が打たれるようなことがないと、狩猟者確保の目標が有効ではないかもしれないと思った。

4ページの資料6について、色を変えたということだが、3ページのようなメッシュ図で被害がどれだけ集中しているのかが分かった方が、より対策が打ちやすいのではないのかと思う。

計画が現実的なのかと感じる。イノシシの生息数が増えていると思うが11ページの目標では減っていくことになっている。雪も温暖化で減っていくと思われるが、それでもほんとに減っていくのか。温暖化の対策では、今よりもっと酷くなることを前提に進んでいる。このような適応策もこの部会で審議すべきかどうかは検討の余地があるが、県としては必要なのではないかと思う。

幸丸部会長：今のイノシシが減っていくという話であるが、それは管理して減らしていくことになる。イノシシは繁殖力が強いので、半数に減らすというのは現実的でないという声も耳にするところであり、1,900頭いて440頭の捕獲では減っていくことは難しいかもしれない。ただ、この辺は特定鳥獣保護管理検討委員会でいろんな意見が出てきていると思う。なお、特定鳥獣保護管理検討委員会にこの部会の意見はフィードバックされるのか。

事務局：特定鳥獣保護管理検討委員会は2月2日に3回目を開催し、これで終了となる。自然環境部会で出た意見を踏まえ、市町村、隣県への協議、環境省との事前協議、パブリックコメントを実施して最終的に案をまとめ、この部会に諮ることになる。

幸丸部会長：それでは最終的にここで答申を出さなければいけないことになるのか。

事務局：そのとおり。

加藤委員： 特定鳥獣保護管理検討委員会において、鳥獣の相対的な優先順位付けは行っているのか。人・物・金が限られた中、普通の民間企業であればそれを行う。市町村に下りた時に困るのではないか。

事務局： 特定鳥獣保護管理検討委員会の中では、ツキノワグマ、ニホンザルが先行し、今回イノシシの管理が検討されているが、その中では優先順位を決めていない。それぞれの鳥獣被害に対してそれぞれの専門家から意見をいただいて対応をしているところである。市町村の段階では、鳥獣被害対策特別措置法の被害防止計画をそれぞれの鳥獣ではなく、まとめて計画作成し、被害対策を講じていくことになっている。

幸丸部会長： 加藤委員が言ったように予算等が限られる中で、第二種特定鳥獣の中で優先順位を付けるといったことも重要かもしれない。

事務局： 特定鳥獣保護管理検討委員会では、市町村が計画を作ると、それぞれの計画の進行管理を行い、専門家から御意見をいただいていくことになる。どういった対策を講じていくかといった問題はあるが、それぞれの市町村の計画について、対策の実施状況と効果を見ていくこととなる。

高野委員代理： 管理計画の7ページの「農作物被害対策」では具体的な対策が見えづらくなっている。実際には、市町村被害防止計画の実施隊において防除対策を行っていくことになると思う。

幸丸部会長： 確かにそういうところはある。

山田委員代理： この管理計画は農林部局と調整が図られているのか。

事務局： 農林部局と一緒に策定作業を行っている。

山田委員代理： 私ども（農林水産省）はこれを見て、山形県の農林部局もこれに納得したものと考えるので、そういった意味でもしっかり調整していただきたいと思う。

幸丸部会長： 今回出された意見等を踏まえて調整したうえで、また次回の部会で意見をいただくことにしたいと思う。

事務局： 次回の部会については、日程調整をさせていただいているが、調整が済み次第、お知らせしたい。3月前半を予定しているので、よろしくお願ひしたい。

平成28年2月5日